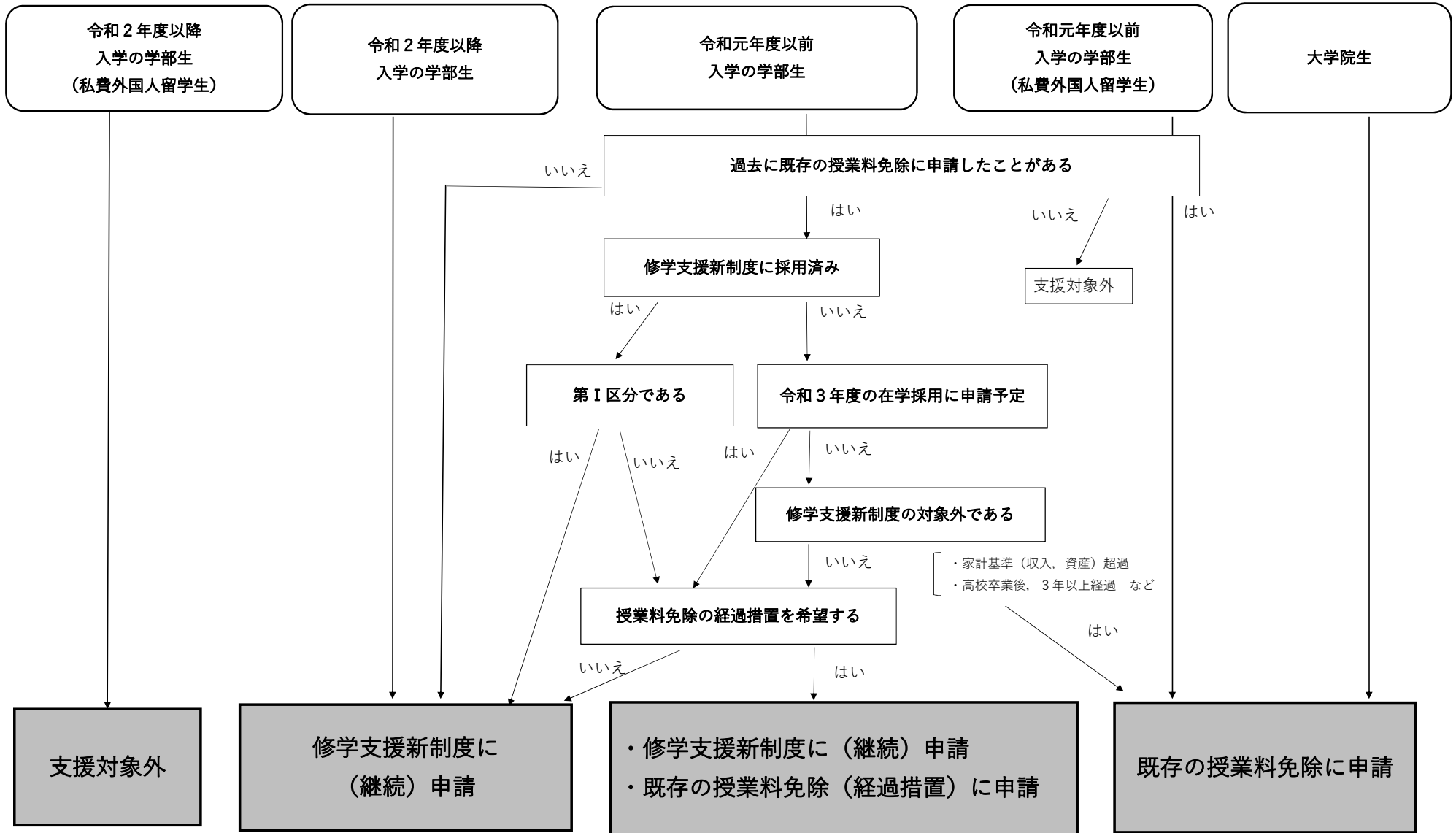


令和3年度授業料免除フローチャート

※経過措置の対象は、既存の授業料免除に申請したことがあり、「修学支援新制度」の対象外または授業料免除額が減少となる者に限ります。



※詳細及び提出が必要な書類は、裏面の表で確認してください。

対象	令和2年度以降 入学の学部生				令和元年度以前入学の学部生									大学院生	
	日本人学生		外国人 留学生		日本人学生					外国人留学生					
現在の 支援状況	入学時から令和2年度後期分まで で既存の授業料免除申請状況 (※家計急変を除く)	/				申請したことがある					申請したことがない		申請したこ とがある	申請したこ とがない	問わない
	給付奨学金の現在の支援区分	支援区分 Ⅰ,Ⅱ,Ⅲの いずれか	支援区分 対象外	奨学生で はない	/	Ⅰ	Ⅱ		Ⅲ	支援区分 対象外	奨学生で はない	支援区分 Ⅰ,Ⅱ,Ⅲの いずれか	奨学生で はない	/	/
申請が必要 な書類	既存の令和2年度 後期分授業料免除の結果※1	/	/	/	/	全額免除	半額免除	全額免除 または 半額免除	全額免除 または 半額免除	全額免除 または 半額免除	/	/	全額免除 または 半額免除	/	問わない
	修学支援新制度への 申込の可否	/	/	○	×	/	/	/	/	○	/	○	×	×	/
継続申請書 授業料免除願 家庭調書の 提出	必須	必須	/	/	必須	必須※2				/	必須	/	/	/	
既存の 授業料免除への 申請可否	×	×	×	×	×	○	△※3	○	○	○	×	×	○	×	○

※1 過去に学力基準が不適格により不許可の判定しか受けたことがない場合も、家計基準を満たしている場合は申請可能です。

※2 既存の授業料免除に申請する場合、授業料免除願と家庭調書の再度の提出は不要です。

※3 家計基準が全額免除の基準を満たしていても、まれに結果が半額免除に調整されている場合があるため、全額免除基準対象者は申請してください。